

平成27年4月から

子ども・子育て支援新制度が始まります

問合せ 教育委員会子育て支援グループ ☎2083

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるとして、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まる予定です。

新制度の概要や現行制度からの変更点をお知らせします。さらに詳しく知りたい方は、内閣府ホームページをご覧ください。

新制度の仕組み

新制度は、急速な少子化、待機児童問題など子どもや子育てを取り巻くさまざまな課題を解決するため、今までの

8月に設置しました。昨年実施したアンケート調査の結果を踏まえ、会議でご意見をいただきながら「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

制度を見直し、消費税増税分を活用し、その財源を教育・保育の受け皿の増加や、保育所等の職員配置や処遇の改善などに充てることにより、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る新しい仕組みです。

新制度開始後は、この計画に基づき、計画的に地域に合った取り組みを進めていきます。また、会議にて継続的に点検・評価・見直しなどを行ってまいります。

新制度でどう変わる？

認定申請が必要ですか

町では、保護者、子ども・子育て支援の関係者、有識者などで構成する「安平町子ども・子育て会議」を平成25年

新制度では、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）の利用を希望する

保護者が町に教育・保育の必要性を申請し、それに基づいて町が認定を行います。

利用できる時間が保育の必要性によって変わります

認定区分は3つあり、区分によって利用できる施設が変わってきます（※1参照）。

新制度では、2号・3号認定を受ける際に、利用時間について、就労状況や家庭の状況により保育標準時間（1日最大11時間）と保育短時間（1日最大8時間）のいずれかの認定を受けることとなります。

利用手続きの流れは3ページ※2のとおりですが、認定申請は、入園申込と一緒にしていたく予定です。

就労状況や家庭の状況によつては、保育短時間認定となる場合もあります。

保育対象の拡大

2号・3号認定を受けるためには、両親等が保育の必要性の事由に該当することが必要ですが、これまでの事由より保育の対象を拡大しました（3ページ※3参照）。

また、1号認定の場合の利用時間は、教育標準時間（1日4時間程度）となります。

※1 【3つの認定区分】（新制度）

認定区分		要件	利用先
1号認定	教育標準時間認定	特別な要件なし（3歳以上）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上 保育認定	保育の必要な事由に該当する必要あり ◎フルタイム就労（保育標準時間）認定 （1か月の就労時間が概ね120時間以上）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満 保育認定	◎パートタイム就労（保育短時間）認定 （1か月の就労時間が48時間以上120時間未満）	保育所 認定こども園 地域型保育